

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 勝浦町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時特別予算・ 債券発行可能額 C	標準財政規模 A+B+C
647	1,500	178	2,325

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	3,770	3,324	446	399	38	3,501	
勝浦町住宅新築資金等貸付特別会計	5	5	0	0	1	0	
一般会計等	3,775	3,329	446	399		3,501	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
勝浦病院事業	902	865	37	976	39	103	103	法適用
勝浦町簡易水道事業	74	68	6	6	37	220	183	
勝浦町農業集落排水事業	26	25	1	1	17	157	157	
勝浦町国民健康保険特別会計	963	648	315	315	23	0	0	
勝浦町老人保健特別会計	7	7	0	0	4	0	0	
勝浦町介護保険特別会計	700	684	16	16	93	0	0	
勝浦町後期高齢者医療特別会計	63	62	0	0	24	0	0	
公営企業会計等 計				1,314		480	443	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
小松島市外三町村衛生組合	553	516	37	37	68	1,047	173	
徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合	1	1	0	0	0	0	0	
徳島県市町村総合事務組合	7,603	7,567	36	36	1,283	0	0	
徳島県後期高齢者医療広域連合	99,778	98,233	1,545	1,545	1,460	0	0	
一部事務組合等 計				1,618		1,047	173	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る債務残高	当該団体からの 増失補助に係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
勝浦町土地開発公社	0	3	2	0	0	0	0	0	
地方公社・第三セクター等 計			2	0	0	0	0	0	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算・A	平成21年度 決算・B	差引 B-A
財政調整基金	1,108	1,392	284
減債基金	224	225	1
その他充当可能基金	238	370	132
充当可能基金 計	1,570	1,987	417

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算・A	平成21年度 決算・B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算・A	平成21年度 決算・B	差引 B-A
実質赤字比率	13.08	17.16	4.08	△ 15.00	△ 20.00	勝浦病院事業	-	-	-
連結実質赤字比率	68.39	73.72	5.33	△ 20.00	△ 40.00	勝浦町簡易水道事業	-	-	-
実質公債費比率	17.8	13.6	△ 4.2	25.0	35.0	勝浦町農業集落排水事業	-	-	-
将来負担比率	38.0	-	皆減	350.0					
財政力指数	0.26	0.26	0.0						
経常収支比率	81.0	76.6	△ 4.4						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。